

債権差押処分への異議申立てに対する、市の却下処分の取消請求事件について

令和3年（2021年）第4回町田市議会定例会で行政報告しました「異議申立てに対する却下処分取消請求事件」につきまして、判決が確定しましたので報告します。

これは、2020年1月31日付けで行政不服審査法（旧法をいう。）に基づく異議申立てに対し、2021年3月11日付けで町田市が却下処分した決定を不服とした異議申立人が、当該却下処分の取消しを求め、町田市を被告とする訴えを東京地方裁判所へ提起したものです。

1 原告（異議申立人）

町田市外在住 70歳代の男性

2 経緯

(1) 滞納処分

2013年 4月15日～2015年10月15日 預金債権を計6回差押

(2) 訴訟

2020年 1月31日 異議申立人が差押処分に対する異議申立書を市に提出

2021年 3月11日 異議申立期間（60日）を経過していたことから、市が却下処分を決定

2021年 9月15日 原告（異議申立人）が市を被告として、却下処分の取消請求を東京地裁へ提訴

2021年10月 1日 東京地裁が市へ口頭弁論期日指定書を送達

2022年 1月18日 市が東京地裁へ準備書面を提出

2022年 2月16日 原告が準備書面に対する反論及び釈明要求書を東京地裁に提出

2022年 3月11日 東京地裁にて口頭弁論（原告は欠席）

2022年 5月31日 判決

2022年 6月16日 判決確定

3 判決

(1) 各差押処分に対する異議申立てを却下した部分の取消しを、原告が求める部分については、訴えの利益がないため却下する。

(2) 原告のその余の請求については理由がないため棄却する。